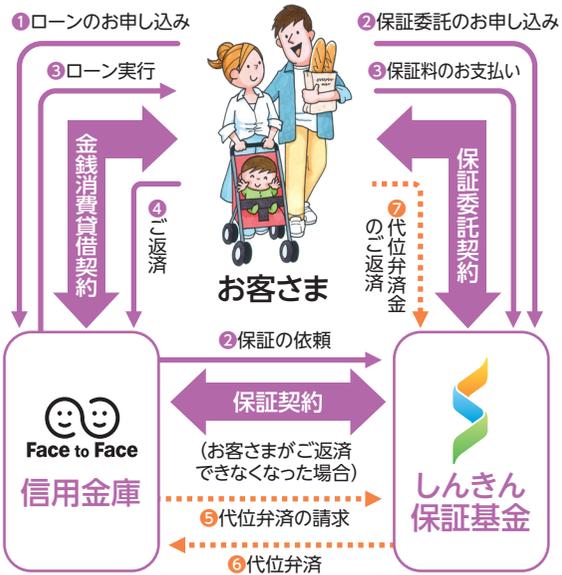


## しんきん保証基金の保証のしくみ



- 1 お客様が、信用金庫にローンのお申し込みをします。
- 2 ローンのお申し込みと同時に、当基金は信用金庫を通じてお客様から保証委託のお申し込みをいただきます(保証委託契約)。あわせて、信用金庫が当基金に保証を依頼します(保証契約)。当基金は所定の審査を行い、保証を引き受けます。
- 3 信用金庫が、金銭消費貸借契約に基づき、お客様へのローンを実行します。お客様から当基金に、信用金庫を通じて所定の保証料をお支払いいただきます(利息を含めてお支払いいただくこともあります)。
- 4 お客様は、信用金庫にローンをご返済します。

### ●お客様が諸事情によりローンのご返済ができなくなった場合

- 5 信用金庫は、当基金に対し、お客様の代わりにローン残金を支払うよう請求します(代位弁済の請求)。
- 6 信用金庫から代位弁済の請求があった場合、当基金は、お客様に代わり、ローン残金を信用金庫に支払います(代位弁済)。
- 7 代位弁済により当基金が求償権を取得し債権者となるため、お客様は、当基金に対し、ご返済いただくことになります。

しんきん保証基金の保証をご利用いただき、誠にありがとうございます。

しんきん保証基金は、お客様が信用金庫からお借入れの際に連帯保証人となる、信用金庫業界が設立した保証会社です。

お客様の明るい暮らし楽しい家庭づくりを応援しています。



一般社団法人

しんきん保証基金

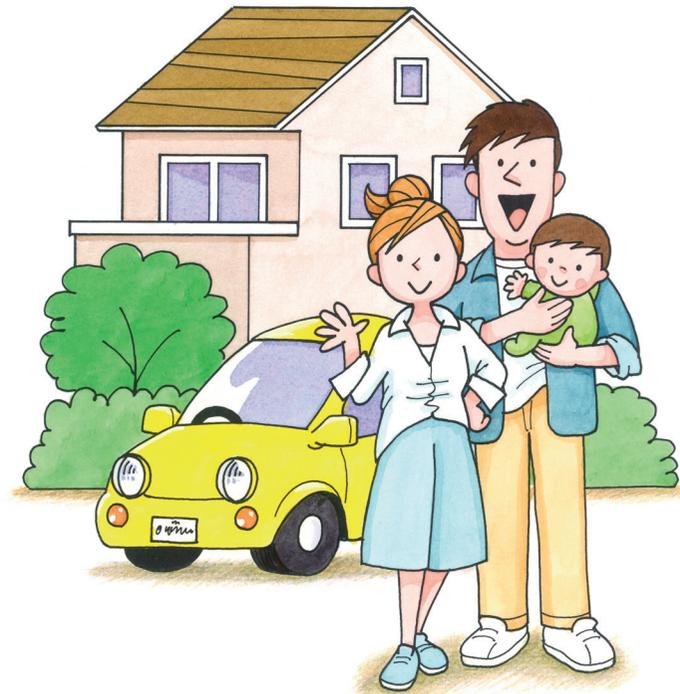
〒104-0031 東京都中央区京橋2-8-7  
 お客様相談窓口 ☎ 0120-356670

<http://www.shinkin-hosho.jp/>

(2020.4)

しんきん保証基金の保証付ローンをご利用のお客様へ

# 保証料のご案内



一般社団法人

しんきん保証基金

## お借入時の保証料について

お客さまが、当基金の保証付ローンをご利用いただく際には、当基金所定の保証料を、融資を受けられる信用金庫を通じて、お支払いいただきます。

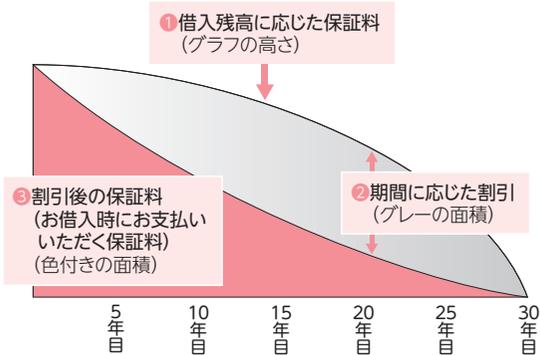
保証料はローン商品によって異なるとともに、保証料一括払型と保証料毎月払型がありますので、お申し込みの信用金庫をご確認ください。

### 【保証料の計算について】

(住宅ローンで返済期間30年、元利均等返済の例)

#### 保証料一括払型

- 最終返済日までの借入残高の推移を一定の金利条件のもとで計算し、この借入残高に保証料率を乗じて保証料を計算します。  
なお、期間の経過にとともに、借入残高が減少するので、保証料も少なくなっていきます。
- ①で計算した保証料に対し、期間に応じた保証料の割引を行います。割引は複利計算により行いますので、経過期間が長いほど保証料の割引率は大きくなります。
- 割引後の保証料を合計したものが、お借入時にお支払いいただく保証料となります。



#### 保証料毎月払型

毎月のローン残高に所定の保証料率を乗じて算出します。保証料はローンの金利に含まれていますので、別途保証料の追加、返戻は発生しません。

## 返済期間の延長等の条件変更時に追加でお支払いいただく保証料について(保証料一括払型)

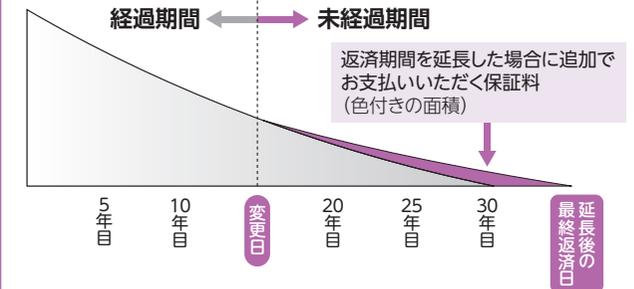
次の条件変更をした場合は、未経過期間分の保証料を左記【保証料の計算について】に準じた方法により計算し、変更前との差額(増加分)を追加でお支払いいただきます。

- ・返済期間の延長
- ・元金均等返済から元利均等返済への変更

例えば、返済期間を延長した場合に、追加でお支払いいただく保証料は、「変更日から延長後の最終返済日までの保証料」から「変更日における未経過期間分の保証料(変更日から延長前の最終返済日までの保証料)」を差し引いたものとなります。

### 【条件変更(返済期間の延長)時の追加保証料計算のしくみ】

(住宅ローンで返済期間30年、元利均等返済の例)



## 繰上完済時および一部繰上返済等の条件変更時に返戻する保証料について(保証料一括払型)

- 最終返済日前に全額を返済(繰上完済)した場合は、繰上完済日から最終返済日までの未経過期間分の保証料を返戻いたします。  
返戻する保証料は、ローン返済用口座等に振込みいたします。なお、事務手続のため保証料の返戻は繰上完済日から2ヵ月程度要する場合があります。
- 次の条件変更をした場合は、未経過期間分の保証料を左記【保証料の計算について】に準じた方法により計算し、変更前の保証料との差額(減少分)を返戻いたします。返戻する保証料はローン返済用口座等に振込みいたします。

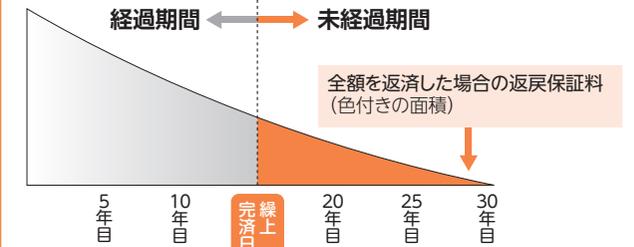
- ・一部繰上返済(一部内入れ)
- ・返済期間の短縮
- ・元利均等返済から元金均等返済への変更

例えば、返済期間を短縮した場合に、返戻する保証料は、「変更日における未経過期間分の保証料(変更日から短縮前の最終返済日までの保証料)」から「変更日から短縮後の最終返済日までの保証料」を差し引いたものとなります。

※ 上記①②において、次の場合は返戻いたしません。  
 ・当基金が事前求償権を行使または代位弁済した場合  
 ・未経過期間分の保証料(②の場合は差額(減少分))が1,000円未満の場合  
 また、約定返済額の減額など返済の猶予を受けている場合や返済に遅れがある場合は、保証料を返戻しないことがあります。

### ①【全額返済時の返戻保証料計算のしくみ】

(住宅ローンで返済期間30年、元利均等返済の例)



期間の経過に応じて保証料は少なくなるため、返済期間30年の元利均等返済のローンで、期間が半分経過した時点で全額返済をした場合、返戻保証料はお支払いいただいた保証料の20%強となります。

### ②【条件変更(返済期間の短縮)時の返戻保証料計算のしくみ】

(住宅ローンで返済期間30年、元利均等返済の例)

